

国立研究開発法人国立環境研究所遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

平成13年11月8日 平13規程第56号

平成17年3月31日 一部改正

平成27年4月 1日 一部改正

令和5年12月27日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所遺伝子組換え実験安全管理規則（以下「規則」という。）第4条第6項の規定に基づき、安全管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものである。

(職務)

第2条 委員会の職務は、規則第4条第2項に定めるものをいう。

(組織)

第3条 委員会は、規則第4条第4項に示された者をもって構成し、委員長、副委員長、幹事をおく。

- 2 委員の任命又は委嘱は、規則第4条第5項に定めるところによる。
- 3 委員長は理事長が任命する。
- 4 副委員長、幹事は委員長が任命する。

(委員長)

第4条 委員長は委員会を代表し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第6条 会議は委員長が必要であると認めたととき随時開催する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は必要に応じ関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、幹事が行う。

(付則)

- 1 この規程は、平成2年10月23日から実施する。
- 2 この規程は、平成13年4月 2日一部改正する。
- 3 この規程は、平成17年3月31日一部改正する。
- 4 この規程は、平成27年4月 1日一部改正する。

改正附則（令和5年12月27日）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。